

(案)

広告等の設置等に関する契約書

滋賀県病院事業庁長 正木 隆義（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する下記行政財産に広告を設置することに関し、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所 滋賀県立総合病院本館A棟1階待合ホール
(守山市守山五丁目4番30号)
滋賀県立総合病院こども棟本館1階待合ホール
(守山市守山五丁目7番30号)
- (2) 広告設備等 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 広告等設置料 令和8年度
年額 金〇〇〇,〇〇〇円(消費税および地方消費税額含む)
令和9年度
年額 金〇〇〇,〇〇〇円(消費税および地方消費税額含む)
令和10年度
年額 金〇〇〇,〇〇〇円(消費税および地方消費税額含む)

(総則)

第2条 乙は、この契約書および別紙仕様書のほか、滋賀県病院事業庁広告等事業実施要綱（以下「要綱」という。）、滋賀県立総合病院広告付案内板設置募集要項（以下「要項」という。）、滋賀県立総合病院広告等設置基準（以下「基準」という。）の定めるところに従い、広告の設置を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、転貸し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による同意を得た場合はこの限りでない。

(事故発生時の報告)

第4条 乙は、本契約に基づく広告の設置に関する業務（以下「業務」という。）の実施に関し、事故その他契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(監督および法令上の責任)

第5条 乙は、本業務に従事する者を指揮監督し、労働基準法、労働災害補償保険法その他の関係法令上の全ての責任を負わなければならない。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(広告等設置料等)

第7条 乙は、広告等設置料を甲が発行する納入通知書に従って納付しなければならない。

2 乙は、自己の責めに帰する事由により前項の規定による広告等設置料の納付が遅れたときは、納付期限の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

3 甲は、乙が広告等設置料を納付期限までに支払わなかったときは、乙が当該広告等設置料を納付するまでの間、広告の設置の拒否その他の措置をとることができる。

4 納付された広告等設置料は返還しない。ただし、甲が、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告の作成等)

第8条 乙は、乙の責任および費用で設置する広告を作成するものとする。

2 乙は、設置しようとする広告の内容について、甲の指定する期日までに甲の審査を受けなければならない。広告の内容を変更しようとする場合も同様とする。

3 乙は、広告の内容が法令ならびに条例および規則に違反せず、第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとする。

- 4 甲は、広告の内容、デザイン等が法令、条例もしくは規則またはこの契約書および別紙仕様書、要綱、基準もしくは要領（以下「法令等」という。）に違反し、またはそのおそれがあると判断したときは、いつでも乙に対し広告の内容の修正を求め、または広告の設置を一時中止することができる。
- 5 乙は、前項の規定により甲から広告の内容の修正を求められた場合にあっては正当な理由がなくこれを拒むことはできず、甲が広告の設置を一時中止した場合にあっては甲に対し、広告等設置料の減額または損害賠償の請求その他一切の請求をすることはできない。

（広告の管理）

第9条 乙は、設置中の広告について、乙の責任と負担において適正に管理しなければならない。

（広告内容の変更）

第10条 乙は、設置をした広告の内容を変更しようとするときは、変更の7日前までに、甲の書面による同意を得なければならない。

（広告の撤去）

第11条 乙は、本契約が満了したときまたは次条の規定により契約が解除されたときは、乙の責任と負担において速やかに広告を撤去しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の規定による広告の撤去を行わないときは、乙に代わって撤去等の措置をとることができる。この場合において、甲は、撤去等に要した費用を広告主等に請求できる。

（甲の解除権）

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約の履行期間内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
- (4) 乙が、本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。

(5) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(6) 広告の設置に係る行政財産の使用許可が取り消されたとき。

(7) 甲が、広告の設置を継続することが適切でないと判断したとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき。

2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、甲が、公用または公共用に供するため、行政財産使用許可を取り消した場合は、この限りでない。

（乙の解除権）

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により、甲が成果物の納入または業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の2分の1以上に及ぶとき。

(2) 甲が契約に違反したため、成果物の納入または業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲および乙が協議して定める。

(誓約)

第 14 条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨に則り、第 12 条第 1 項第 5 号の規定に該当しないことの表明および確約のため、別紙誓約書のとおり誓約するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第 15 条 乙は、本契約の履行に当たり第 12 条第 1 項第 5 号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第 16 条 乙は、本業務の処理に当たり、この契約およびこの契約に基づく甲の指示に違反して、甲または第三者に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、設置した広告に関し、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任および負担において解決しなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 甲および乙は、本契約の履行に当たり知り得た一切の事項について、秘密扱いとし、理由の如何を問わず他人に開示または漏洩してはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(その他)

第 18 条 この契約に定めるもののほか、広告の設置に関して必要な事項は、要綱、基準、要領および募集要項その他関係規定の定めるところによるものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟等の管轄は、県の財産の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約書に定めのない事項またはこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 守山市守山五丁目 4 番 30 号
滋賀県病院事業庁長 正木 隆義 印

乙 ○○○○
○○○○
○○○○ 印